

第2編 災害予防

第1章 放射性物質災害予防対策

■ 基本方針

- 放射性物質災害が発生した場合に備え、連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を図るものとする。

1 放射線防護資機材等の整備

予防対策を実施するため各機関（事業者、市、県、県警察、愛知労働局、中部運輸局及び第四管区海上保安本部）は、必要に応じ、放射線測定器（個人用被ばく線量測定用具を含む。）、放射線防護服等防護資機材の整備を図るものとする。

2 放射線防護資機材等の保有状況等の把握

- (1) 愛知労働局、市及び県は、放射性物質に対する防災対策を円滑に実施するため、放射性物質を保有する事業者、放射線防護資機材の保有状況等の防災対策資料の把握に努めるものとする。
- (2) 県は、放射性物質取扱事業者、研究機関及び自衛隊等放射線防護資機材保有機関との平常時及び緊急時における連携の強化を図るものとする。

3 原子力災害に対応する医療機関の把握

放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、県内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、市及び県は、あらかじめ専門医を置く国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の県外の原子力災害拠点病院等の連絡先の把握に努めるものとする。

第2章 原子力災害予防対策

■ 基本方針

- 核燃料物質等の運搬中に事故が発生した場合又は県外の原子力発電所等において異常が発生した場合に備え、連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時ににおける被害拡大防止を図るものとする。

1 原子力防災に係る専門家の派遣要請の手続きの確認

市及び県は、原子力事業者から特定事象発生のお知らせを受けた場合に、必要に応じ国に専門家の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

2 防災対策の実施

原子力事業者は、以下の原子力災害予防対策を行う。

- (1) 原子力防災体制の整備
- (2) 原子力防災組織の運営
- (3) 輸送容器周辺の放射線量の把握
- (4) 放射線測定設備及び原子力防災資機材等の整備
- (5) 緊急事態応急対策等の活動で使用する資料の整備
- (6) 緊急事態応急対策等の活動で使用する施設及び設備の整備、点検
- (7) 原子力防災教育の実施
- (8) 原子力防災訓練の実施
- (9) 関係機関との連携

3 避難所等の確保

市は、国等の指示に基づく屋内退避、避難誘導等に備え、施設管理者の同意を得て避難所の確保に努める。

なお、施設の選定にあたっては、放射性プルームによる被ばくを低減化するため、地震・津波による崩壊の危険性が少なく、かつ気密性の高い施設が望ましい。

また、施設においては、放射性物質の流入を防ぐ対策について検討しておくものとする。

さらに、市は、一時的に避難するための退避所として、同様の施設の確保に努める。

4 環境放射線可搬型測定機器の取扱の習熟

市及び県は、緊急時に備え、可搬型測定機器の取扱に関し、研修会の実施等を通じてその習熟に努める。

5 緊急輸送態勢の確保

県が緊急時の応急対策が円滑に行えるよう市道路管理者は協力する。

6 健康被害防止に係る整備

(1) 原子力災害に対応する医療機関の把握

放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、県内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、市及び県は、原子力災害時に被災地域の原子力災害医療の中心となって機能する原子力災害拠点病院等の連絡先を把握する。

(2) 放射線防護資機材等の整備

予防対策を実施する各機関（原子力事業者、市、県、県警察、中部運輸局及び第四管区海上保安本部）は、必要に応じ、放射線測定器（個人用被ばく線量測定用具を含む。）、放射線防護服等防護資機材の整備を図るものとする。

(3) 放射線防護資機材等の保有状況等の把握

市及び県は、核燃料物資等に対する防災対策を円滑に実施するため、放射線防護資機材の保有状況等の防災対策資料の把握に努める。

(4) スクリーニング及び人体の除染の体制の整備

市及び県は、スクリーニング及び人体の除染が迅速に実施できるよう、体制の整備を図る。

(5) 原子力災害医療調整官の配置

市は、災害時に、被ばくに係る傷病者の搬送先の指示等を行う原子力災害医療調整官をあらかじめ定めておく。

7 風評被害対策

(1) 市及び県は、原子力災害による風評被害等を未然に防止するため、国、市、関係団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進及び観光客の減少の未然防止のため、平常時から的確な情報提供等に努めることとする。

(2) 市及び県は、農林水産物、工業品等の安全性の説明にあたっては、日頃から具体的かつわかりやすく明確な説明に努める。

(3) 市及び県は、市民等に対し、原子力災害における的確な行動や風評被害等の軽減のため、9に定める知識の普及と啓発を行う。

8 市民等への的確な情報伝達体制の整備

市及び県は、市民の的確な行動等につなげるため、正確かつわかりやすい情報を迅速に伝達できるよう、体制等の整備及び10に定める研修の充実を図る。

なお、風水害等災害対策計画第3編第3章第3節 広報に基づき、市、防災関係機関及び報道機関が連携し、市民への広報活動を行う。

9 原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発

災害時に的確な行動をとるためには平常時から原子力災害や放射線等に対する正しい理解を深めることが重要であることから、市及び県は、市民等に対し、次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行うこととし、必要な場合には原子力事業者に協力を求めるものとする。

また、教育機関においては、防災に関する教育の充実を努めるものとする。

- (1) 放射性物質及び放射線の特殊性に関すること
- (2) 原子力災害とその特殊性に関すること
- (3) 県、市及び4原子力事業者が講じる対策の内容に関すること
- (4) 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項等に関すること

10 原子力防災業務関係者に対する研修

市及び県は、防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について、原子力防災業務関係者に対する研修を必要に応じ実施することとし、必要な場合には原子力事業者に協力を求めるものとする。

- (1) 原子力防災体制、連絡体制及び組織に関すること
- (2) 原子力発電所等の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特殊性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) モニタリング実施方法及び機器に関すること
- (6) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容
- (7) 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- (8) その他緊急時対応に関すること

11 原子力防災に関する情報伝達訓練等の実施

市及び県は、必要に応じて情報伝達等の原子力防災に関する訓練を実施することとし、必要な場合には4原子力事業者に協力を求める。

12 市外からの避難者の受入に関する事前調整

市は、市外からの避難者の受入れが円滑に行われるよう、事前に受入れ体制の調整に努めるものとする。